

学生部

1. 学生支援

(目的等)

【現状】

学生部の目的は、課外活動支援も含めた学生生活における福利厚生全般にわたるサービスの向上である。サービス向上の象徴的表現として提起されたスチューデントセンター構想は、学生生活にかかわるサービス拠点の集中化と、サービス内容の拡充を柱としている。サービス拠点の集中化とは、ほぼ一箇所ですさまざまな学生生活全般にわたるサービスを手にすることができるような施設の設置であり、長期的な展望の下に構想の実現を図る必要がある。他方、サービス内容の充実には直ちに着手できる課題であり、できるところから速やかに実現を図る必要がある。

【問題点】

従来の「学生自治」対応を主とする学生部から、学生生活支援、自立支援のための学生部へと質的に転換することが求められている。

【問題点に対する改善方策】

2006年度以降は、特に学生支援の拡充を重点政策課題とする。主要な領域は4つである。

第1の課題は、学生の自立支援を行う。そのために一方では課外教育プログラムの充実や自主的な課外活動の奨励を図り、他方では学生のさまざまな力を社会貢献に振り向け、社会との連携を図ることを通じて自立支援の一助とする。これらの課題を達成するために、課外教育プログラム(M-Naviプログラム)の一層の充実を図るとともに、褒賞制度(学長賞など)を設けて自主的な課外活動の奨励を図る。また、ボランティアセンターを設置し、学内外の要請に応える体制を築く。

第2の課題は、学生相談の充実である。学生相談室が事実上兼務していたセクシュアル・ハラスメント対策を相談室業務から切り離し、総合的なハラスメント対策のための部署を2007年3月に設置した。他方では、複雑化・深刻化する学生相談に対応できる手当てを適宜講じていく予定である。

第3の課題は、学生生活の福利厚生の充実である。特に学生用宿舎、学生厚生施設(セミナーハウスなど)、課外活動施設、学生健康保健について総合的な検討を加え、必要な手続をとっていく。

第4の課題は、学生スポーツ振興のための充実を図る必要がある。2006年度にはグラウンドの人工芝化が完了した。今後は八幡山スポーツセンター(仮称)を新設し、舎監用施設を設置するなど八幡山運動場の充実を図りたい。これらのほかにも合宿所の整備などが必要となるため、スポーツ施設充実に向けて総合的な検討を加えていく。

(目的等の周知方法)

【現状】

全新生には『CAMPUS HANDBOOK』、『学生健康保健のしおり(病気やケガをしたときのために)』等の冊子を、奨学金受給希望者には『assist』を配布するなど、冊子による周知に努めている。2000年～2005年度は年4回発行の学生部情報誌『M-Navi』(広報部発行の『学園だより』と合併し『M-Style』として2006年4月から発行)、学内各所に設置している掲示板、大学全体のガイドブック、ホームページ等に積極的に情報を掲載し、本学学生のみならず、広く社会に対しても情報を提供している。特にホームページでは、各種行事の案内をその都度掲載し、学生部の現状の周知に努めている。

【今後の改善方策】

特に問題点はないが、各種冊子については、引き続き充実を図り学生生活の充実に役立てたい。ホームページについては、学生部行事や本学学生の活躍について、迅速・正確な情報を掲載し、学内外に積極的にアピールしたい。

(目的等の検証)

【現状】

学生部では、各学部から選出された学生部委員から成る学生部委員会を設置し、学生生活にかかわる諸問題の検証と改善策の策定を実施している。また、奨学金委員会、学生健康保健組合理事会の常設委員会を設置している。

【問題点】

学生自治対応を主とする学生部から学生生活支援・学生自立支援のための学生部へと質的に転換するには多くの課題があるが、常設委員会のみでは十分に議論できなかった。

【問題点に対する改善方策】

常設委員会のほかに、タスクフォース小委員会（学館（スチューデントセンター）小委員会、課外活動奨励小委員会、学内診療体制検討小委員会、ボランティア小委員会）を設け、個別の問題について検証する体制を取っており、このことを通じて教職員全体が学生部の理念や学生生活の現状について認識を深めている。

（健全性、モラル等）

【現状】

(1) 喫煙マナー、環境保全については、大学の方針のもと、学生・教職員への周知に努めている。また、学生生活に深く関与する、各種感染症予防、個人情報保護、悪徳商法等の情報について、啓発文・ポスターの掲示、冊子の配布等によって認識を呼びかけている。

アルコール事故防止については、ポスターの掲示や冊子の配布を行うほか、3地区に設置されている診療所で学生が自主的に「アルコールパッチテスト」が常時体験できる体制にある。

(2) 学生相談室業務については後述するが、最近、研究室や事務室の窓口でどう対処してよいのか苦慮した結果、その相談が教職員から学生相談室に持ち込まれるケースが増えている。一方、学生相談室だけでは解決できない問題が次々におき、学内諸機関・各教職員との連携の必要性を強く感じている。なかには、一定の条件のもとで秘密を開示していかなければ問題の解決につながらない場合もある。そこで、よりよい学生生活を支援するため、気にかかる学生への対処のあり方を紹介するなど、学内諸機関と相互に理解を深めながら連携していくことを目的として『教職員のための学生相談ハンドブック』を作成した。『ハンドブック』は、学生相談室がコンサルテーション的な役割を果たすべく有効に活用している。学生への対処法が理解できると同時に、教職員への啓発となる。全学的には、教職員の『ハンドブック』に関する認識は、十分とは言えない。文字による啓発のため、直接的な対応力に難点がある。

(3) 2006年4月に「セクシュアル・ハラスメント対策委員会」から「キャンパス・ハラスメント対策委員会」への移行に伴い、10月にリーフレット『ハラスメントのないキャンパスへ』を作成、全学生・全教職員に配布した。また、大学ホームページや大学各部署発行広報紙に「キャンパス・ハラスメント防止への取り組み」を掲載している。

【問題点】

(1) 建物によって全館禁煙あるいは分煙を実施しているが、喫煙マナーが守られず、非喫煙者から苦情が出ている。また、各種感染症予防、個人情報保護、悪徳商法等の情報提供は、ポスター等での文書による呼びかけが中心であり、学生に広く周知徹底されているとは言い難い。

(2) 『教職員のための学生相談ハンドブック』は2003年に発行し全教職員に配布してから3年が経過するので、内容の確認等を行い、再度教職員に配布するなどの周知を図る必要がある。

【問題点に対する改善方策】

(1) 喫煙マナーの遵守については、掲示による呼びかけや、喫煙場所の位置の再考等で対応したい。アルコールマナーについては、各サークル及びサークル部長に注意喚起する文書を送付している。2006年度は学生を対象に振り込め詐欺やマルチ商法等についての講演会を実施したが、被害拡大防止について、引き続き他大学との情報交換も含め、情報収集を行い、迅速な対応をしていく。

(2) 実践的なコミュニケーションの促進プログラムが望まれることから、学生部と教務部との連携を密にし、各学部教授会等との話し合いの場を定期的に設けることを提案している。その際には、『ハンドブック』の有効利用、「連携と守秘義務」などについて共通理解を深めたい。

(3) 2007年3月によりややく総合的なハラスメント対策のための部署「ハラスメント対策室」が設置されたので、整備・充実に努めたい。

(社会への貢献)

【目的】

- (1) 学生に対するボランティア活動の支援を推進することにより、学生のさまざまな力を社会貢献に振り向け、社会との連携を図ることを通じて、学生の社会性及び自主性を涵養する。
- (2) 運動部合宿所が所属する地域の行事等に参加することで、近隣住民に運動部への理解を求めるとともに地域との友好関係を築く。

【現状】

(1) ボランティア活動の支援について

- ・地域のボランティアセンターに協力を依頼し、ボランティアに関する情報を集約したものを学内のボランティア情報専用掲示板に貼り出し、情報の提供・周知に努めている。また、行政機関等から送られてくる情報も掲示している。
- ・7月から毎週火曜日、和泉校舎にて、ボランティアサークルが中心となり、スワンベーカーリー十条店に勤務する障がい者と協働して、パンの販売を実施している。
- ・10月7日、14日、15日の3日間、駿河台校舎にて「災害救援ボランティア講座」(M-Naviプログラム)を実施。学生18名が参加した。
- ・12月2日、川崎市黒川青少年野外活動センターにて「里山ボランティア」(M-Naviプログラム)を実施。学生32名が参加した。
- ・3月7日の理事会において、明治大学ボランティアセンター規程が制定された。この規程は、学生に対するボランティア活動の支援を全学的に推進することにより、学生の社会性及び自主性を涵養し、もって社会に有用な人材を育成することを目的で、学長の下に明治大学ボランティアセンターを設置することを定めている。

(2) 運動部による地域貢献

- ・近隣住民・町内会との連携を深めている。
運動部合宿所の学生は、町内会・自治会等の行事(防災・避難訓練、盆踊り大会、餅つき大会等)に参加し、地域との交流を行い友好関係を深めている。
- ・一般市民、公共団体との連携を深める。
施設の開放や、イベントの開催、公式戦の招待などを行っている。
- ・学内外関係機関等との連携を深めている。
学生スポーツを通じた地域連携ツールとして MEIJI コミュニティ・スポーツクラブを立ち上げつつある。

【長所】

- (1) 各プログラムを通して、学生の社会性及び自主性を涵養し、社会・地域との関わりが生まれている。
- (2) 合宿所のある地域の行事や各種の催物に参加するなどにより、地域住民との親睦を図っている。

【問題点】

- (1) ボランティアセンター規程は制定されたが、センターの開設までには至っていない。早急な開設が求められている。
- (2) 地方自治体等の政策形成への寄与については、①体育課員数の関係から、参加する時間的余裕があまりない、②施設の開放や公式戦の招待については量的に満たしているとはいえない、③ MEIJI コミュニティ・スポーツクラブは充分機能しているとはいえない、ことがあげられる。

【問題点に対する改善方策】

- (1) ボランティアセンターの運営に関する事項を審議するため運営委員会を常設している。また、日常の運営について審議するため各キャンパスに分科会を設けている。運営委員会及び分科会において、ボランティアセンター設置の準備を早急に進めることとしている。
- (2) 地方自治体等の政策形成への寄与についてはより一層、地域に根ざした運動部であるために、さまざまなかたちで親睦を深めていきたい。また、運動部だけではなく大学としての連携が可能となるよう改善を図ることが望まれる。

(学生への経済的支援)

・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

【現状】

本学では、学部生及び大学院生が実りある学園生活を送るための経済的基盤を確保するため、各種奨学金の充実をめざして、ここ数年来、様々な改革を行った。有為な人材確保をするための施策として、他大学に先んじて少子高齢化の対策として本学では、学部及び大学院において特色ある奨学金を導入した。特に給費奨学金については、学部、大学院とも充実している。このことは、あらゆる機会において他大学との交流の際、多くの関心を呼んでいる。

特に 2004 年度及び 2005 年度の両年度は、次のとおり大幅な改革を行い、2006 年度はその結果を鑑みながら、改正を施した。なお、本学の 2006 年度の奨学金採用状況は、学生部 表 1 のとおりである。

○2004 年度

(1) 給費奨学金の新設

- ①大学院研究奨励奨学金 A
- ②大学院研究奨励奨学金 B
- ③ガバナンス研究科給費奨学金
- ④グローバル・ビジネス研究科給費奨学金
- ⑤法科大学院給費奨学金
- ⑥特別給費奨学金 B (2004 年度入学の商学部・政治経済学部・文学部の新入生にのみ適用するものとし、2005 年度以降の新入生には適用しないこととした。)
- ⑦校友会奨学金

(2) 貸費奨学金 (新設及び改正)

- ①大学院貸費奨学金 (貸与額を 3 区分に改正)
- ②ガバナンス研究科貸費奨学金 (新設)
- ③グローバル・ビジネス研究科貸費奨学金 (新設)

○2005 年度

給費奨学金 (新設及び改正)

- ①学業奨励給費奨学金 (新設)
- ②会計専門職給費奨学金 (新設)
- ③スポーツ奨励奨学金 (改正)

◎災害時特別給費奨学金

大規模な災害については「災害特別給費奨学金」として予算 (100 万円) を計上している。教務事務部と連携をはかりながら、在学生及び新入生 (受験生) に対し、被害状況により、授業料全額または 2 分の 1 相当額を奨学金として給付、支援している。

○2006 年度

(1) 給費奨学金 (改正)

- ①大学院研究奨励奨学金 B (対象者を拡大するため改正)
- ②法科大学院給費奨学金 (対象者を拡大するため改正)

(2) 岸本辰雄記念奨学基金事業資金の継続的かつ安定した事業資金の確保

学生部 表1 2006年度 奨学金採用状況

1. 学内奨学金（給費）

2007. 3. 31現在

奨学金名称	対象	金額（1人あたり・年額）	応募者数	採用者数	備考
特別給費奨学金	学部1～4年	授業料相当額	申請不要	205	継続採用141名を含む
給費奨学金	学部1～4年	20万～40万円	1,919	1,110	文系，理系，家族住所の区分により金額異なる
岸本辰雄記念奨学金	学部1～4年	10万～60万円	募集中	(17)	種類により金額異なる
学業奨励奨学金	学部2年以上	30万円	申請不要	100	2005年度新設，100名採用予定
連合父母会奨学金	学部1～4年	12万円	募集中	(1)	特別貸費奨学金採用者から選考する
スポーツ奨励奨学金	学部1～4年	授業料相当額	募集中	(75)	授業料相当額又は1/2から2005年度より授業料相当額
明治鋼業奨学金	学部2年以上	10万円	募集中	(1)	2006年度は経営部生を対象
災害時特別給費奨学金	学部1～4年	授業料相当額又は2分の1相当額	募集中	(0)	地震等による災害は授業料減免措置で対応
校友会奨学金	学部，大学院	6万～24万円	申請不要	(76)	校友会寄付金配分額により金額決定
大学院研究奨励奨学金	博士後期	授業料2分の1相当額	申請不要	53	継続者15名を含む
大学院研究奨励奨学金	博士前期	授業料2分の1相当額	申請不要	214	継続者102名を含む
法科大学院給費奨学金	既修コース	授業料相当額	申請不要	24	継続採用16名を含む
ガバナンス研究科給費奨学金	研究科1，2年	20万～30万円	-	47	1年次のみ募集，継続採用27名を含む
グローバル・ビジネス研究科給費奨学金	研究科1，2年	授業料2分の1相当額	-	10	1年次のみ募集，継続採用5名を含む
会計専門職研究科給費奨学金	研究科1年	授業料2分の1相当額	-	32	1年次のみ募集，継続採用12名を含む

2. 学内奨学金（貸費）

入学時貸費奨学金	学部1年	授業料2分の1相当額	1,981	323	
貸費奨学金	学部1～4年	授業料2分の1相当額	1,110	715	二部学生は授業料相当額
特別貸費奨学金	学部1～4年	授業料前期分・後期分	募集中	(1)	家計急変者を対象
大学院貸費奨学金	博士前期・後期	日本学生支援機構年額相当額	82	82	各自の経済状況に応じた貸費額を選
	博士前期・後期	授業料相当額	40	40	
	博士前期・後期	授業料2分の1相当額	13	13	
ガバナンス研究科貸費奨学金	研究科1，2年	授業料2分の1相当額	4	2	
グローバル・ビジネス研究科貸費奨学金	研究科1，2年	授業料2分の1相当額	32	21	

これらの学内奨学金を中心とする各種奨学金へのアクセスを容易にするため、受験生・在学生に対する情報提供を次のとおり行っている。

(1) 受験生に対する情報提供

毎年、各地で開催される「受験相談会」で詳細な説明を行い、「大学ガイド」及び「入学試験要項」に奨学金の項目を設けて奨学金情報を提供している。また、学外諸機関（含む、マスコミ・出版社等）からの奨学金に関する各種アンケートにも積極的に対応し、本学の奨学金情報が広く受験情報誌に掲載され、受験生の便宜を図ることを配慮している。さらに、入学試験合格者には入学手続き書類の中に「奨学金情報誌 assist」の請求用紙を同封し、入学後に受給・貸与できる奨学金情報を入学前から入手できるよう配慮している。

(2) 在学生に対する情報提供

在学生に対しては、奨学金情報専門誌として「奨学金情報誌 assist」を前年度の1月下旬を目途に配付している。また、詳細な情報については適宜掲示等で知らせるほかに、電話等の問合せにも応じ、きめこまやかな奨学金情報の周知を図っている。

このような情報提供のほかに、明治大学の奨学金制度に関心を持つすべての人たちへの情報源として、大学のホームページで奨学金の情報を提供している。

【今後の改善方策】

① 前述のとおり、2004年度・2005年度の改革により、大学院の新設研究科に対する新奨学金の増設等により、制度的には充実に向けた改革が進んだ。

2006年度同様、今後も学内奨学金の現況を的確に分析し、その充実を努めたい。

特に、本学の奨学金予算総額に占める貸費奨学金の比率は、他の大学に比しても高い。奨学金に関する一般的趨勢は「給費奨学金」が主流となっている現状からも、「貸費奨学金から給費奨学金への方向転換」が必要な時期を迎えていると思われる。

② 校友会奨学金は、明治大学校友会からの寄付を原資として新設され、本人の申請学部又は各大学院が独自に定める選考基準により学業成績優秀者を採用する制度である。奨学金の設置趣旨を広く学生へ広報し、周知を図りたい。

③ 岸本辰雄記念奨学金の継続的かつ安定した事業資金の確保が可能となったため、本学創設者の名を冠した栄誉ある奨学金として、さらに特色付けるべく、大幅な見直しを行っていききたい。

④ 新奨学基金の設定

⑤ 給費奨学金制度の充実

⑥ 大学院関連奨学金

大学院関連の奨学金が多種多様に運用されるようになったため、学部、既存大学院、及び専門職大学院の3者間を横断する協議の場が不可欠な状況となっており、現行の校規では運用に支障をきたしているため早急に規程の整備を図りたい。

⑦ スポーツ奨励奨学金

大学スポーツの振興に有効に機能するよう更なる改善・充実を図りたい。特に、有望新人選手の獲得を目指し、新人選手勧誘と同時に行える奨学金制度を導入したい。

⑧ 災害時特別給費奨学金

災害時における学費救済措置については、学費減免と奨学金給付の2制度が混在しており、どちらを適用するかについての定めが存在しない。学内における指揮・命令系統を明らかにした上で、その系統を盛り込んだ規程を作成したい。また、各種奨学金へのアクセスを容易にするための学生への情報提供については、本学の奨学金制度をより明快で、簡潔に説明した「奨学金リーフレット（仮称）〈図表・グラフ入り〉」を作成し、受験生、父母の本学訪問時及び「父母会」「受験相談会」の開催時に配布したい。

（生活相談等）

・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

【現状】

(1) 各キャンパスに診療所が設置され、医師による診察だけでなく、健康診断、予防啓発活動を実施している。

(2) 学内での事故発生時には「事故対応マニュアル」に従って対応し、事故後の医療費については、全学生が加入している「明治大学学生健康保険組合（学生健保）」及び「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」の医療給付制度により経済的負担を軽減している。2006年度の教育研究活動中の「学

研災」対象事故は 71 件発生し、総額で 1,587 万円の給付があった。このうち、死亡事故が 2 件発生し、1,200 万円の給付があった。入院は 29 件で事故全体の 40.8%を占め、最長入院日数は 49 日間に及んだ。

- (3) 2006 年度学生定期健康診断の受診者は 22,011 名で、前年度より 217 名減少した。受診率で見ると 70.1%であり、前年度より 0.8 ポイント増加したが、学部 2・3 年生において受診率の低い傾向は続いている。
- (4) 「心の病」の問題は、年々増加傾向にある。2006 年度では学生相談室相談件数の 61%を占めている。
- (5) 本学では山中・清里・桧原湖の 3 セミナーハウスと富士吉田（2007 年 1 月より利用停止）・誉田の 2 寮の計 5 施設を所有している。また、契約施設として、①富岡町合宿センター（福島県）、②うらかわ優駿ビレッジ「AERU」（北海道）、③海の家「晴海」（千葉県）、④人材開発センター「富士研修所」と契約し、ゼミ・クラスの親睦旅行などに広く利用されている。2006 年度の利用者数は、17,667 名である。

【長所】

- (1) 各キャンパスに「学生相談室」及び「診療所」が開設され、心身両面のサポート体制が整っている。
- (2) 「学生健保」が診療契約を結んでいる全国約 170 カ所の医療機関及び学内診療所では、保険診療の範囲内において自己負担なしで診療が受けられる。また、「入院」の場合には、協定外の医療機関の場合でも申請により給付が受けられる。「学研災」は保険料の全額を大学が負担し、全学生が加入済である。
- (3) 疾病の早期発見、感染症の拡大防止、健康管理（自己管理）意識の向上に努めている。
- (4) 治療的援助にとどまらず、学生生活の質の維持を心がけながら、ケースワーカー的な役割を担当教職員が担っている。
- (5) いずれのセミナーハウスも豊かな自然に恵まれた閑静な環境にあり、学生・教職員が起居をともにしながら研修を積み、人間対人間として生活することで理解と信頼を深め、人間形成に役立てられている。

【問題点】

- (1) 心身のケアについて、事後対応のため対策が後手となる。
- (2) 「診療所」「学生健保」では、慢性疾患による受診の件数及び医療給付が増大している。「学研災」の対象事故では同一活動形態別に見た場合、体育実習中に発生する件数が多い（11 件）。
- (3) 定期健康診断の受診率は、特に文系学部 3 年生が低い（34.5～60.5%）。
- (4) 大学入学以前に、医療的な診断が下っている「心の病」を抱える学生への援助に工夫が要る。
- (5) 繁忙期は、特定の施設に利用希望が集中し、要望に応えられないことがある。また、施設によっては、利用者数の伸び悩みが懸念されているものがある。

【問題点に対する改善方策】

- (1) 予防のための健康情報の提供に努める。
- (2) 「学研災」事故に関しては体育教員及び体育関係部署に統計データを示し、事故防止を働きかける。
- (3) 健康診断受診率向上のため、実施日程を学部ガイダンスと整合性を図り、Oh-o!Meiji システムのポータルページを活用し、個別に通知する。
- (4) 学内の諸機関との連携の強化をはかり、有効な援助策を検討したい。具体的には、健全なルールのもとにおける情報の共有化を推進する。
- (5) 各厚生施設の立地や規模を活かした特色を打ち出し、利用者にアピールしていきたい。また、引き続き設備を充実させ、学生にとってより利便性の高い環境を作っていきたい。

・ハラスメント防止のための措置の適切性

【現状】

2000 年に設置した「セクシュアル・ハラスメント対策委員会」を、2006 年 4 月に「キャンパス・ハラスメント対策委員会」へ名称変更し、2007 年 3 月には事務局を設置した。2006 年 10 月には、リーフレット「ハラスメントのないキャンパスへ」を作成、全教職員・全学生に配布した。大学ホームページ

ージ、各部署発行広報誌などでも、「キャンパス・ハラスメント防止への取り組み」を掲載し、啓発に努めている。

【長所】

- (1) 従来、実際に持ち込まれる相談には各種ハラスメントが混在する相談が多く、セクシュアル・ハラスメント以外の問題をどう扱うか対応に苦慮してきたが、キャンパス・ハラスメント対策委員会に移行したことにより、あらゆるキャンパス・ハラスメント防止のための啓発を行うことができるようになった。
- (2) 専門部局が開設されたことにより、相談には従来よりスピーディーに対応できるようになった。

【問題点】

扱う範囲が広く、相談件数が急増している。いずれも解決が簡単ではない事例だけに、対策委員が複数の案件を同時に担当するなどの対応に追われている。このことから、さらなる防止活動に力が割けないのが実情である。

【問題点に対する改善方策】

「キャンパス・ハラスメント対策室」が設立されたので、キャンパス・ハラスメント防止対策委員の増員など、さらなる整備・充実が望まれる。

・生活相談担当部署の活動上の有効性

【現状】

学生相談室は「よろず相談」を標榜し、精神的な問題のみならずあらゆる相談に応じている。学生相談室の構成員は、各学部から選出された教員相談員 16 名と精神科医 3 名、弁護士 1 名、臨床心理士 7 名、専任職員 6 名である。

近年、就職状況の困難さ、アルバイト先のトラブル、振込め詐欺、さらにはインターネット上の諸問題など、学生を取り巻く社会的問題は多様化している。これらの相談には教員相談員と職員が応じている。

【長所】

学生相談室の運営が「精神衛生」のみに偏ることや、クリニック化することの弊害を避け、大学の教育機関の一資源として学生相談室が、学生生活上のあらゆる問題に対応することを目指すことにより、バランスが保たれている。また、予防的カウンセリングの意味合いからも、学生相談室主催の行事を開催してきた。この行事は共通体験を通してコミュニケーションスキルを学び、緩やかなエンカウンターを通して対人関係能力を身に付ける場となっており、参加した学生の満足度はきわめて高い。

【問題点】

精神的な心の問題を抱えている学生が増加していると認識されることから、このような学生を大学生活に適應させるためには、学内の連携が不可欠である。しかし、その一方で守秘義務や個人情報保護などが厳しく求められており、思うような対応が取れない場合が少なくない。もし、このことが学内における学生相談室の認知度が低いことに起因しているとするならば、何らかの方策を講じる必要がある。

【問題点に対する改善方策】

- ① 守秘義務を乗り越えて、学内の他部署（とりわけ学部事務室）との連携を取り合いながら、対処するルールづくり、例えば「集団守秘義務」の相互理解などが必要である。
- ② 他大学では年に 1 年に 1 回程度定例的に、各学部の教授会との話し合いを持ち、学生相談室の来談状況などを報告する機会を得ている。2006 年度は休学勧告制度への理解を得るために、教務部長とともに各学部教授会への説明を行った。今後、さらなる理解と連携のため定例的な実施を目指す。

・生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

【現状】

3地区に分かれるキャンパスに、学生相談室が設置されている。構成員は、精神科医3名、臨床心理士7名（内3名が2地区を担当）、弁護士1名（3地区を担当）、教員相談員16名、専任職員6名、嘱託職員4名である。2006年度の相談件数は、2,700件を超えている。

【長所】

人員の配置は、十分と言える状況ではないが、毎年担当時間増が認められている。（担当時間増の意味が理解しにくい）

【問題点】

深刻な問題を内包していると思われる学生について、来室の促し方などに関する学内連携のあり方が十分に検討されていない。

【問題点に対する改善方策】

担当職員は、専門職的職員の養成に向けた研修会には積極的に参加しているが、学内の人事異動にあっては、適材適所となるべく、配慮が望まれる。

・学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況

【現状】

精神科医が嘱託であるため、役割としてはコンサルテーションが主なものにならざるを得ない。そこで、学生健保を利用できる医療施設のネットワークを強化し、学生相談室との緊密な連携を取り合っている。

【長所】

緊密な連携をとった結果、学生相談室の状況に理解を示し、状況によっては協力体制を取り扱うことができる提携医療機関がある。

【問題点】

学内診療所の有効な活用ができていない。

【問題点に対する改善方策】

学内診療所の有効利用についての検討を継続する。

・不登校の学生への対応状況

【現状】

家族からの訴えなどの個人的な悩みに応じているが、当該学生が長期にわたり引きこもっている状況では、面談には至らないケースが多い。嘱託精神科医との連携をとりながら間接的に家族を支援するにとどまるなど、対応に苦慮している。

【長所】

2006年度は、教務部との話し合いを続行し、個人情報に配慮しながら、情報提供を求める努力を重ねてきた。

【問題点】

長期不登校学生の数を推定するには単位僅少者数を把握することで対応しているが、実態の把握は未だ十分ではない。問題の所在を明らかにし、すみやかな対応を講じるためには、教務サイドから単位僅少者数を報告するなど、制度的な工夫が必要である。

【問題点に関する改善方策】

入学早々の適応状況が、その後の学生生活に大きく影響することが、相談事例のうえからも判明している。入学当初のオリエンテーションを含め、大学生活への適応の援助（とりわけ導入部への取り組み）が肝要である。これらの具体的方法として、2005年度から「新入生合宿」（2泊3日）を実現させ、2006年度はさらに規模を拡大して実施した。また、学生部と教務部との話し合いのなかで、学部から単位僅少者への個人的呼びかけなどの働きかけを講じるように提案している。

・学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

【現状】

2006年10月に日本私立大学連盟による「第12回学生生活実態調査」を利用したアンケートを実施、3,013名に調査票を配布し、1,080名から回答を得た。（回答率36%）2007年度中に調査結果を分析し、報告書として作成する予定である。

そのほか、各行事参加者、厚生施設利用者などを対象に、個別の取扱業務に対応したアンケートを実施している。

【問題点】

学生生活の実態を正確に把握するため、学生生活に関する満足度アンケートを継続して実施していく必要がある。また、回答率をさらに上げる方策が必要である。

【問題点に対する改善方策】

全学生を対象としたアンケートの企画・実施・活用は、多くの予算と時間が必要となるので、中期的な計画を立て着実に実施していく。また、アンケート回答者には粗品を用意するなどして回答率を上げていく。

・学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

【現状】

本学体育会の多くは、世界選手権大会・オリンピック大会に出場する選手を輩出しており、国内的にトップクラスの競技水準にある。なお、各運動部の全体的な競技成績は、数年前と比較して格段に向上してきている（本学のスポーツ振興の取り組みについては全学的記述書 第17章参照）。

【長所】

常に大学で優勝を争う水準にいる運動部が多く、突出したレベルにあり、本学の教職員及び学生の帰属意識を高揚させ、もって本学の活性化に資する。また、学生サークル「体育会機関紙明大スポーツ」は選手の活躍を取材・編集発行しており、体育会活動の学内外への広報に大きく寄与している。

【問題点】

本学が特に強化している部（硬式野球部、ラグビー部、競走部）の活躍に対しては、まだまだ大きな期待が寄せられるところである。

【問題点に対する改善方策】

強化支援策の一つとして体育会43部すべてに、強化費が配分された。また、2005年度入試から「スポーツA0入試」を導入しているが、なお、「2009年度スポーツ入試制度」について、見直しを検討している。

・資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

【現状】

毎年10月「災害救援ボランティア講座」を千代田区とともに開催し、講習、救急救命に関する実技を行っている。修了者には「ボランティアセーフティリーダー認定証」や「上級救命技能認定証」が交付されている。

【長所】

3日間の集中プログラムの実施により、関心の高い学生が効果的に知識・技能を修得でき、その後の災害救援ボランティアの核となる人材を育成できる。

【問題点】

効果は上がっているものの、限られた参加人数・回数の中での実施となっている。

【問題点に対する改善方策】

より多くの受講機会が設けられるよう、救急救命関連のプログラムを別途に企画する。

・学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

【現状】

2001年に学生自治会を公認停止したことにより、学生代表との意見交換のシステムは途絶えていた。大学の福利厚生事業（食堂・売店等）に関する学生の意見を聴取することを目的とし、2003年度から各キャンパスで「学生モニター制度」を発足させた。学生モニターは、業者との意見交換や他大学への見学など、活発に活動している。学生モニターから提出された意見は、各店舗で実際に採用され、福利厚生事業の充実に確実に活かされている。

【問題点】

学生モニター制度の設置目的を福利厚生事業（食堂・売店等）に限っているが、活発で熱心な活動の結果、多くの問題が解消され、課題が少なくなっている状態である。

【問題点に対する改善方策】

2007年度は、学生モニターの募集を停止し、奨学金、アルバイト、住居紹介、サークル活動、厚生施設、職員の窓口対応等、学生生活全般についてのモニター活動が行えるよう、学生モニター制度の再構築を図る。

（自己点検・評価と改善・改革システムの連結）

【現状】

学生部では、「奨学金委員会」と「学生健康保険組合理事会」の2つの常設委員会を、学館（チューデントセンター）小委員会、課外活動奨励小委員会、学内診療体制検討小委員会、ボランティア小委員会の4つのタスクフォース小委員会を設置して、学生部の懸案・改善・改革事項及び緊急解決課題等に、速やかにかつ柔軟に対応するなど、不断の検証を怠らないよう対応している。

【長所】

上記のとおり、学生部の懸案・改善・改革事項及び緊急解決課題等に対し、各委員会とも必要に応じ精力的に委員会を開催し、専門部局としての機能を十分に果たしていると言える。